

## スマートコミュニティ・アライアンス規約

平成 22 年 4 月 1 日 制定  
平成 23 年 9 月 12 日 改正  
平成 24 年 1 月 31 日 改正  
平成 25 年 3 月 25 日 改正  
平成 25 年 5 月 20 日 改正  
平成 27 年 4 月 1 日 改正  
平成 27 年 12 月 1 日 改正  
平成 28 年 4 月 1 日 改正  
平成 28 年 8 月 1 日 改正  
平成 29 年 4 月 3 日 改正  
2021 年 6 月 1 日 改正  
2022 年 5 月 1 日 改正

### 総 則

(名称)

第 1 条 本アライアンスは、スマートコミュニティ・アライアンス（英文名：Japan Smart Community Alliance）と称する。

### 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 2 条 本アライアンスは、我が国経済界として、再生可能エネルギーの大量導入や需要制御の観点で次世代のエネルギーインフラとして関心が高まっているスマートグリッド及びサービスまで含めた社会システム（以下、「スマートコミュニティ」という。）の国際展開、国内普及を通じて地球温暖化問題へ貢献するため、業界の垣根を越えて経済界全体としての活動を企画・推進するとともに、海外展開に当たっての行政ニーズの集約、障害や問題の克服などを通じて、官民一体となってスマートコミュニティを推進する母体となることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本アライアンスは、前条の目的を達成するため、以下の事業を行うこととする。

- (1) スマートコミュニティに関するビジョンの策定
- (2) スマートコミュニティの国際ビジネスに資する情報の共有
- (3) スマートコミュニティの国際ビジネスに関する官民ニーズの集約
- (4) スマートコミュニティの国際ビジネスに関する世界のビジネス界との連携・協力

- (5) スマートコミュニティの国際ビジネスの推進に関する調査・研究
- (6) スマートコミュニティの国内の普及、展開
- (7) スマートコミュニティにおける技術ロードマップの作成
- (8) スマートコミュニティにおける国際標準化の推進
- (9) スマートコミュニティにおける情報発信に関するシンポジウム、セミナーの実施
- (10) その他、本アライアンスの目的達成に資する事業

### 第3章 役員

(種類、定数及び選出)

第4条 本アライアンスは、会長1名、幹事10名程度を置く。

2 幹事は、会員の中から総会にて選任する。

3 会長は、幹事の中より、総務会にて選任する。

ただし、会長の任期中に幹事の任期が満了する場合において、当該会長が幹事に再任されたときは、会長に係る再任手続きを要しない。

(職務)

第5条 会長は、本アライアンスを代表し、業務を統括する。

2 幹事は、総務会の構成員として本アライアンスの運営に関する重要事項について審議する。

(任期)

第6条 会長の任期は1年、幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後、新たに会長及び幹事が選任されるまでは、引き続きその職務を行う。

2 会長又は幹事はその属する企業又は団体に於いて本アライアンスの役員を交代する事由が生じた場合は、会長は事務局長に、幹事は会長に、それぞれ届け出るものとし、その日付をもって本アライアンスの役職を辞任したものとする。

(後任)

第7条 前条第2項の場合、当該企業、団体等の後任者は、前任者の本アライアンスにおける役職を継承するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(報酬)

第8条 本アライアンスの会長及び幹事はいずれも無報酬とする。

## 第4章 組織

### (総会)

第9条 総会は会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、原則として年1回開催し、事業計画、事業活動などについて報告を行う。
- 3 総会の議決は、出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは、議長の決するところとする。

### (総務会)

第10条 総務会は、必要に応じて会長又は事務局長が招集し、その議長となる。

- 2 総務会は、会長、幹事及び事務局長をもって構成する。
- 3 総務会は、本アライアンスの事業計画、事業報告、ワーキンググループの設置、会員からの提案等、運営に関する重要な事項を審議決定する。
- 4 総務会は、総務会構成員の過半数の出席をもって成立する。その際、代理出席又は委任状による出席を妨げない。
- 5 会長又は事務局長の発意により、書面による総務会を開催することができる。この場合、総務会構成員からの回答を以て出席とみなし、全員の出席を以て、書面による総務会は成立するものとする。
- 6 総務会の議決は、出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは、議長の決するところとする。

### (企画委員会)

第11条 本アライアンスに企画委員会を設置し、総務会を補佐する。

- 2 企画委員会の活動内容等は、「企画委員会実施細則」で定める。

### (ワーキンググループ)

第12条 本アライアンスは必要に応じてワーキンググループを設置及び廃止する事ができる。ワーキンググループは総務会の決定によって設置及び廃止される。

- 2 ワーキンググループは、それらの目的に対して意欲ある運営会員の実務責任者等から構成される。
- 3 ワーキンググループに所属する会員の資格及びその承認方法は総務会の承認を得て、別途定める。
- 4 各ワーキンググループにおいては、必要に応じ、サブワーキンググループ等を設置及び廃止することができる。

### (事務局)

第13条 本アライアンスの業務を遂行するため、事務局長と数名の事務局員からなる事務局

を設ける。

- 2 事務局長は、事務局を統括し、必要に応じて会長の職務を代行する。
- 3 事務局は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に置く。

(情報の伝達)

第14条 本アライアンスは各種伝達手法により、会員及びオブザーバーへ本アライアンスの活動状況を伝達する。

(コンプライアンス)

第15条 本アライアンスはコンプライアンスに配慮し、活動にあたっては関係諸法を遵守する。

- 2 本アライアンスの活動に際して知り得た他会員・オブザーバー、アフィリエイトメンバーの秘密については当該企業・団体・機関の同意がない限り、第三者に漏らしてはならない。

## 第5章 会員

(種別)

第16条 本アライアンスは、スマートコミュニティに関連し、その国際的な展開を通じて国際的な協力に貢献する意志のある企業、団体等を会員とする。

- 2 会員は運営会員及び賛助会員で構成され、運営会員は、本アライアンスの運営に携わり、いずれかのワーキンググループ又はサブワーキンググループを運営する委員として参加する。
- 3 運営会員は原則、本邦の企業とし、国内外におけるスマートコミュニティに関する取り組み実績、アライアンスに対する貢献度などを踏まえ、総務会で入会の可否を審議し、判断することとする。
- 4 賛助会員は、原則、本邦の企業、団体等とする。
- 5 会員は、本アライアンスの事業活動に参画することができる。
- 6 会員は、本アライアンスの事業活動について、総務会に対して要望を提案することができる。
- 7 会員は、本規則及び総務会の決議事項を遵守しなければならない。

(入会及び会員資格)

第17条 入会を希望するものは、入会申込書を会長に提出する。

- 2 会員の入会は総務会の議決をもって承認される。但し、入会申込み後、総務会による承認までの間は、事務局長の承認を得て、「仮会員」として本アライアンスの活動に出席・傍聴できる。

3 会員資格は事業年度毎に自動更新される。

(退会・除名)

第18条 会員は、会長に届け出て退会することができる。

- 2 会員が会費を納入せず、督促後なお会費を納入しない場合は、当該年度末をもって退会したものとみなす。
- 3 会員の立場を利用し本アライアンスの信用を著しく害した場合は、総務会の決定によって、会員を除名することができる。

(オブザーバー)

第19条 本アライアンスにオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、経済産業省等の政府機関及び関係公的機関などで、その参加が本アライアンスの活動に有意義と認められるものを会長が委嘱する。
- 3 オブザーバーは、各ワーキンググループ等が必要に応じて参加し、本アライアンスの目的達成のため助言と支援を行うことができるものとする。

(アフィリエイトメンバー)

第20条 本アライアンスと覚書(英文名:Memorandum of Understanding)を締結した国又は海外の機関は、アフィリエイトメンバーになることができる。

- 2 アフィリエイトメンバーは、その国名又は機関名を、アライアンスのウェブサイトに掲載することができる。
- 3 アフィリエイトメンバーは、総会資料のうち、活動実績及び事業計画を閲覧することができる。

## 第6章 会計

(事業年度)

第21条 本アライアンスの事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第22条 会員は毎年度総務会で別途定める額を納入する。

- 2 会員は、当該事業年度の会員種別に応じた会費を納入しなければならない。
- 3 会費の月割り計算は行わず、既に納入した会費は返還しない。
- 4 会費の請求・管理など会費に係る事務については、総務会が選定する会員が行うことができる。

(活動費)

第23条 本アライアンスの活動費は、次の収入等をもってこれに充てる。

- (1) 会費
- (2) その他

(事業計画及び収支予算)

第24条 本アライアンスの事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日から3か月以内に総務会の承認を受けなければならない。

- 2 第1項の規定による総務会の承認を得た事業計画及び収支予算を変更する場合は、総務会で決議する。

(事業報告及び決算)

第25条 本アライアンスの事業報告及び決算については、総務会の承認を受けなければならない。

## 第7章 規約の改正、解散、実施細則

(規約の改正)

第26条 本規約は、総務会の決議により改正することができる。

(解散)

第27条 本アライアンスは、総務会の決議により解散することができる。

- 2 解散した場合、残余財産は総務会の決議に従い処分する。

(実施細則)

第28条 本規約の実施に関して必要な事項は、総務会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

本規約は、本アライアンス設立の日（平成22年4月1日）から施行する。

附則（平成23年9月2日第23回総務会附議）

本規約は、平成23年9月12日から施行する。

附則（平成24年1月24日第28回総務会附議）

本規約は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成25年3月21日第52回総務会附議）

本規約は、平成25年3月25日から施行する。

附則（平成25年5月13日第57回総務会附議）

本規約は、平成25年5月20日から施行する。

附則（平成 27 年 4 月 21 日第 99 回総務会附議）

本規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 11 月 12 日第 108 回総務会附議）

本規約は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 3 月 25 日第 114 回総務会附議）

本規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 7 月 22 日第 117 回総務会附議）

本規約は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 3 月 21 日第 123 回総務会附議）

本規約は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附則（2021 年 5 月 24 日第 165 回総務会附議）

本規約は、2021 年 6 月 1 日から施行する。

附則（2022 年 3 月 17 日第 170 回総務会附議）

本規約は、2022 年 5 月 1 日から施行する。